

地域活性化交流施設「鮎の里ゆうすい」出店者募集要項

1, 出店対象者の資格

次の要件を満たす方を出店対象者とする。

- (1) 令和8年3月1日現在、満20歳以上の個人、または法人その他の団体。
- (2) 国税及び地方税（使用料等を含む）を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団関係者及びその利益となる活動を行っている者が関与していると認められる法人または団体でないこと。また同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 施設を安定的かつ持続的に運営する意欲と責任を持ち合わせていること。

2, 出店の条件等

- (1) 「安田町地域活性化交流施設設置及び管理に関する条例」及び「同施行規則」を遵守し、施設設置目的に応じた適正な利用を行うこと。
- (2) 現状の施設をもって営業を行うとともに、本施設での交流を通じた地域活性化と地域経済の振興及び観光振興に寄与すること。
- (3) 施設及び施設に付随する便所、駐車場、歩道は清潔に管理するとともに、駅構内においても常に良好な状態に保つよう清掃に万全を期すこと。
- (4) 利用期間は利用開始日から当該日の属する年度の3月31日までとし、継続して利用を希望する場合は利用期間が満了する日の1月前までに申請すること。ただし、利用許可を更新しない場合がある。
- (5) 条例に規定するもののほか、次の一に該当する場合は利用許可を取り消し、若しくは停止し、又は利用許可の条件を変更することがある。この場合において、利用者に損害を生じることがあっても町はその損害を賠償しない。
 - ① 町税等を滞納したとき
 - ② 本要項に掲げる出店の条件に反する等、町長が利用の継続を不相当と認めたとき
- (6) 施設の利用許可を取り消された場合又は施設の利用を取り止めた場合は、利用者の負担において原状に復すること。

3, 施設利用料

施設の利用料は、無料とする。ただし、「鮎の里ゆうすい」にかかる維持経費及び事業運営に係る経費は出店者の負担とする。

4, 申込の方法等

(1) 申込書類

- ① 出店申込書
- ② 施設運営計画書及び損益予測
(法人その他の団体にあつては事業経歴を証する書面)
- ③ 納税証明書(完納証明書)
(法人その他の団体にあつては国税・都道府県税等の完納を証する書面)
- ④ 出店希望者が暴力団員でないことの誓約書及び同確認調査に対する同意書

(2) 申込受付期間

令和8年3月9日(月)から令和8年3月31日(火)
役場閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 申込受付場所 安田町役場 地域創生課

(提出にあつては事前連絡のうえ持参のこと)
その他、安田町ホームページにて関係書類等を掲載
閲覧及びダウンロード可能期間は上記(2)の期間内

- (4) 今回の公募において、申請者がいなかった場合は、継続募集とし、先着順で申し込みを受け付ける。ただし、継続募集期間は令和8年6月30日(火)までとする。

5, 選考方法

出店申込書の内容について、申込者出席のもと審査会を行った後、施設の設置目的に合致し、良好な施設運営が最も期待できる出店者を選定し、その結果を後日通知する。